



「徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部改正(案)」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、計量法に基づき徳島県立工業技術センター以外の場所で検定等を行う場合に、検定等を受けるものに対して徴収する経費の額を本規則で定めています。このたび、社会情勢の変化に伴い、本規則の検査用具の運搬に要する経費について、一部改正を行うこととなりました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい規則にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年4月16日(水)～令和7年5月15日(木)(必着)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日を除く))

3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 経済産業部 産業創生・大学連携課 産業DX・ものづくり担当

電話: 088-621-2157 FAX: 088-621-2897

メールアドレス: sangyousouseidaigakurenkeika@pref.tokushima.lg.jp

(提出方法について) 徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
(パブリックコメント)



Q1 「徳島県計量器出張検定等経費徴収規則」のどこを改正するのですか？

別表の五百キログラム以上の分銅を使用する場合の検査用具の運搬に要する経費について「走行距離に、走行距離一キロメートルにつき百円を乗じて得た額」を「当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額」に改正します。

ただし、緩和措置としまして、施行は令和8年4月1日からとし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間については、緩和措置として「当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額を三で除した額」とすることとしました。



Q2 経費がどのくらい変わるのでしょうか？

例えば、15～30tのトラックスケールの検査の場合、現行規則では8千円程度ですが、改正後の規則では、10万円程度になる見込みです。ただし、緩和措置の期間においては、3万3千円程度になります。



Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部改正（案）」において、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。